

## 京都府歯と口の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

京都府歯と口の健康づくり推進条例（平成24年京都府条例第67号）の一部を次のように改正する。

前文中「歯科検診」を「歯科健診」に改める。

第2条第2号中「歯科医療」の右に「や8020運動、オーラルフレイル対策」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 歯科健診 歯科についての健康診査や健康診断をいい、歯科についての検診を含むものとする。

第2条に次の1号を加える。

(12) オーラルフレイル対策 加齢に伴う口腔の機能の低下その他の口腔の状態の変化等に起因する口腔の機能の虚弱な状態が心身の機能までを低下させる影響を及ぼすものであることを考慮して、その口腔の状態について早期に把握し、虚弱な状態を回復させたり、虚弱な状態となることを未然に防いだりするための取組をいう。

第5条第2項、第7条第1項及び第2項並びに第8条第2項中「歯科検診」を「歯科健診」に改める。

第9条第4号中「府民が」を「府民ひとりひとりが生涯にわたって」に、「歯科検診」を「歯科健診」に改める。

第10条第1号中「歯科検診」を「歯科健診」に改め、同条第2号中「など」の右に「歯周病の予防対策その他の」を加える。

第11条第1号中「歯周病など歯周疾患」を「むし歯や歯周病など歯科疾患」に改め、同条第2号及び第5号中「歯科検診」を「歯科健診」に改める。

第12条第1号中「高齢期」を「オーラルフレイル対策を含めた歯科健診の促進など高齢期」に改める。

第14条第6号中「災害発生時」の右に「、感染症まん延時など」を加える。

第17条中「活用」を「普及と活用」に改める。

第18条第1項中「8020運動」の右に「やオーラルフレイル対策」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。